

監査役に関する登記について（お知らせ）

青森地方法務局

本年5月1日に施行された改正会社法により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定している株式会社において、平成27年5月1日以降に就任又は再任した監査役について、その役員変更の登記を申請される際には、併せて「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨を登記申請していただく必要がありますので、ご注意願います。

平成18年4月30日以前に
設立された株式会社

- ①資本金が1億円以下かつ、負債が200億円未満。
- ②株式の譲渡制限の規定がある。
- ③監査の範囲について定款を変更していない。
- ④監査役会及び会計監査人非設置。

以上の要件に全て該当する場合

平成18年5月1日以降に
設立された株式会社

公開会社ではない株式会社
(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)で、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨の登記が必要となります。

※登記申請時には、後添の書面例(代表者の作成に係る証明書)等を添付してください。

※登記申請時には、定款又は定款変更をした際の株主総会議事録を添付してください。

なお、登記申請書の様式については、法務局ホームページ(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>)からダウンロードすることができます。

**監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
定款の定めがあることを証する書面**

当社は、平成18年5月1日当時、現に資本金の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。

平成 年 月 日

本 店

商 号

代表者の資格・氏名 ㊞

（注）記所への届出印を押印してください。

※ この書面は、平成18年4月30日以前に設立された株式会社であって、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされている株式会社を対象とするものです。